

人権ほつと三十年八月号

「合理的配慮(学習障がい編)」

大阪教育大学教授

井坂 行男

今回は発達障がいの一つである学習障がいのある子ども達について紹介します。

文部科学省は全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を学習障がいと説明しています。

また、平成二十四年度の同省の調査では通常の学級に在籍する4・5%の子ども達に学習面での著しい困難があるとし、さらに、行動面での困難を併せ有する場合もあるとの報告がなされています。

学習障がいのある子ども達は文字をすらすらと読むことや正しく書くこと、作文を書くこと、意味を理解しながら聞くことや順序よく分かりやすく話すこと、また、計算や推論すること等がとても苦手な場合があります。

学習障がいの原因は分か

っていませんが脳の機能に原因があるのではないかと言われています。勉強につまずいてしまうと劣等感等を抱きやすくなり、自信を失ったり自尊心が低下してしまったりすることがあります。成功体験や友達に認められる場面を増やしたり相談できる人や場所を確保したりするだけでなく、友達や周囲の人達の理解もとても大事になります。

また、苦手なことを別の方法で代替すること、基礎的な内容を確実に習得させること、学習や活動の内容を分かりやすく説明して、安心して勉強できるようにすることも大切です。さらに、教室内の掲示物等も似たような情報を混在させずに、必要な情報を整理して掲示するなどの環境への配慮も必要になります。

このような支援や配慮は同じ教室で学ぶすべての子ども達にとつて、誰もが安心して学び合うことができる環境なのではないでしょうか。